

## 審査メモ

## 1 経済センサス - 活動調査の変更について

令和3年に実施する経済センサス-活動調査（以下「本調査」という。）について、調査計画における「調査対象の範囲」、「報告を求めるために用いる方法（以下「調査方法」という。）」、「報告を求める事項（以下「調査事項」という。）」等を、以下のとおり変更することを計画している。

- (1) 調査対象の範囲の変更（国及び地方公共団体の事業所を調査対象に追加）
- (2) 調査方法の変更（調査対象区分ごとの調査方法の見直し）
- (3) 調査事項の変更（調査票の構成の見直し、サービス分野の品目への生産物分類の適用等）
- (4) 集計事項の変更（集計事項の追加等）
- (5) 立入検査等に関する規定の追加

また、本調査と同時期に実施する個人企業経済調査についても、調査計画における「調査事項」等を変更することを計画している。

## (1) 調査対象の範囲の変更

- ・ 国及び地方公共団体の事業所を調査対象とした乙調査を新設

## (審査状況)

ア 公的統計の整備に関する基本的な計画（平成30年3月6日閣議決定。以下「第Ⅲ期基本計画」という。）において、国及び地方公共団体の事業所の母集団情報の整備等を行うことが求められている。

イ これまで、本調査では農林漁家を除く全ての民営事業所を調査対象としていたが、本件申請では、表1のとおり、国及び地方公共団体の事業所を調査対象とした乙調査を新設することを計画している。

表1 調査対象の範囲の見直し

項目	現行計画	変更案
調査対象の範囲	農林漁家等を除く全ての民営事業所	【甲調査】 農林漁家等を除く全ての民営事業所 【乙調査】 <u>国及び地方公共団体の事業所</u>

ウ これについては、第Ⅲ期基本計画で示された方向性を踏まえたものであり、基本的には適当と考えるが、国及び地方公共団体の事業所に関する母集団情報の整備・充実等に資する内容となっているか確認する必要がある。

(論点)

- a 乙調査はどのような手順、方法で全ての対象の調査を実施するのか。
- b 乙調査で設定された調査事項は、どのような考え方に基づいて設定したか。母集団情報の整備、充実を図るために十分なものとなっているか。
- c 乙調査において、甲調査と同様に経理項目等の調査事項を設定する必要はないか。
- d 経済センサス-基礎調査においても国及び地方公共団体の事務所を調査対象としているが、本調査と経済センサス-基礎調査との役割分担はどのようになっているか。

## (2) 調査方法の変更

- ・ 甲調査の調査票の配布、回収方法（調査員調査、直轄調査）の区分の見直し

### (審査状況)

ア 本調査は、これまで、調査対象を①経営組織（個人経営、法人又はその他団体）の別、②単独事業所企業か複数事業所企業（支所等を有する企業）かといった観点で区分し、それぞれ、①調査員調査（調査員が事業所ごとに調査票を配布・回収（オンラインによる回答も可能）する方式）、②直轄調査（調査員を介さずに行政機関から調査対象へ、直接、郵送又はオンラインにより調査票を配布・回収する方式）<sup>(注1)</sup>のいずれかの調査方法を採用している。

（注1）複数事業所企業については、本所事業所に傘下支所事業所の調査票をまとめて配布・回収する方式（本社一括調査）を採用。

イ 本件申請では、表2のとおり、前回調査において直轄調査で実施していた、個人経営企業の複数事業所について調査員調査に移行するとともに、経済構造実態調査（甲調査）の調査対象企業となっている資本金1億円未満の単独事業所企業等について調査員調査から直轄調査に移行する等、調査方法ごとの調査対象を見直すことを計画している。

表2 調査対象区分ごとの調査方法の新旧対照表

調査対象区分			調査方法				
			平成28年調査	令和3年調査			
個人経営企業	複数事業所		直轄調査	調査員調査 <sup>(注2)</sup>			
	単独事業所		調査員調査	調査員調査 <sup>(注2)</sup>			
会社、会社以外の法人	複数事業所企業		直轄調査	直轄調査			
	単独事業所企業	資本金1億円以上の単独事業所、純粋持株会社、不動産投資法人		直轄調査	直轄調査		
		上記以外	鉱業、採石業、砂利採取業		調査員調査	直轄調査	
			上記以外	経済構造実態調査（甲調査）対象		調査員調査	直轄調査
				従業者300人以上		調査員調査	直轄調査
				その他		調査員調査	調査員調査
外国の会社の事業所		調査員調査	直轄調査				
法人でない団体		調査員調査	調査員調査				

（注2）個人企業経済調査の調査対象企業については、直轄調査で実施。

ウ また、第Ⅲ期基本計画において『「プロファイリング活動（政府統計に関するオンライン回答サポート）」で得られた情報を活用する』ことが求められていることを踏まえ、本件申請では、プロファイリング活動の対象企業については統計センターが

調査票の郵送・配布等を実施することを計画している。

エ これらについては、調査をより効率的に実施するものであり、おおむね適当と考えるが、直轄調査と調査員調査について、どのような考え方に基づいて区分したのか確認するとともに、今回の変更で、統計調査員等の負担軽減がどの程度見込まれるか等についても、合わせて確認する必要がある。

オ また、本調査の中間年に実施している経済構造実態調査の結果はSNA第二次年次推計に利用されているが、本調査実施年では経済構造実態調査が行われないため、その代わりとして本調査結果が利用されることになる。このため、経済構造実態調査（甲調査）の対象企業の一部に対する調査方法が変更されることにより、SNA第二次年次推計への利用に影響が生じないように配慮されているか確認する必要がある。

(論点)

- a 直轄調査と調査員調査の区分けは、どのような考え方に基づいて整理しているか。直轄調査と調査員調査の配分バランスを実施者としてどのように評価しているか。
- b 今回、調査対象区分ごとに調査方法を見直すに至った背景事情や、期待される効果は何か。また、どの程度の対象が、直轄調査又は調査員調査の対象に変更となり、地方公共団体や調査員の事務負担の軽減はどの程度見込まれるか。
- c 個人経営企業の複数事業所を直轄調査から調査員調査に移行する理由は何か。
- d 今回の見直しを行うに当たって、地方公共団体からどのような意見や要望があったのか。
- e 調査員調査から直轄調査へ移行すること以外に、地方公共団体や統計調査員の負担を軽減する実務的な改善策等は何か。
- f 本調査において、プロファイリング活動をどのように活用するのか。
- g 経済構造実態調査（甲調査）対象企業のSNA第二次年次推計へのデータ提供はいつを想定しているのか。内閣府との相談状況はどうか。

### (3) 調査事項の変更

甲調査においては、調査対象となる事業所・企業の経営組織や産業分類に応じて、調査事項及び調査票様式を定めている。

本件申請では、別添1のとおり、調査の効率的な実施の観点から、調査票構成を見直すことを計画している（変更後の調査票の種類は、表3を参照）。

表3 調査票の種類の新旧対照表

	平成28年調査	令和3年調査
個人経営企業、新設事業所、単独事業所等を対象とした調査票	11種類	12種類
複数事業所企業を対象とした調査票	12種類	8種類

#### ① 調査票の構成の見直し

##### ア 個人経営企業について

- 個人経営企業については、「調査票（産業共通）」にて調査を実施

##### (審査状況)

(ア) 本調査の調査対象のうち、個人経営企業については、表4-1のとおり、調査票の構成を見直すことを計画している。

表4-1 個人経営企業の調査票構成の変更内容

No	主な変更内容
①	前回、個人経営企業については、新設事業所とは別の調査票を用いて調査したが、今回は「調査票（産業共通）」で調査を実施

(イ) これらについては、調査の効率的な実施の観点から、おおむね適切と考えるが、今回の変更の必要性や調査結果の利活用への影響等について確認する必要がある。

##### (論点)

- 前回調査の調査票（個人経営調査票）と、今回調査の調査票（調査票（産業共通））の違いは何か。今回、変更する理由は何か。

## イ 法人単独事業所企業について

- ・ サービス関連産業を対象とした調査票の構成を再編

### (審査状況)

(ア) 本調査の調査対象のうち、法人単独事業所企業を対象としたサービス関連産業調査票の構成を見直すことを計画している。

(イ) これらについては、調査の効率的な実施の観点から、おおむね適切と考えるが、今回の変更の必要性や調査結果の利活用への影響等について確認する必要がある。

### (論点)

- a サービス関連産業を対象とした調査票の再編は、どのような考え方に基づいて行ったのか。
- b サービス業のうち、飲食サービス業と医療・福祉について独立した調査票を用いる理由は何か。

## ウ 法人複数事業所企業について

- ・ 企業調査票について「サービス業（政治団体、宗教）」を除く全産業の調査票を統合
- ・ 事業所調査票について「農業、林業、漁業」「鉱業、採石業、砂利採取業」「製造業」「卸売業・小売業」及び「サービス業（政治団体、宗教）」を除く全産業の調査票を統合

### (審査状況)

(ア) 本調査の調査対象のうち、法人複数事業所企業については、表4-2のとおり、調査票の構成を見直すことを計画している。

表4-2 複数事業所企業の調査票構成の変更内容

No	主な変更内容
①	企業調査票について、政治団体、宗教を対象とした団体調査票を除いた全ての調査票を統合
②	事業所調査票について、サービス関連産業調査票の構成を再編

(イ) これらについては、調査の効率的な実施の観点から、おおむね適切と考えるが、今回の変更の必要性や調査結果の利活用への影響等について確認する必要がある。

(論点)

- a 企業調査票と事業所調査票を用いてどのように企業、事業所の活動の実態を把握するのか。
- b なぜ調査票を統合するのか。調査票を統合することにより、把握する内容に違いはあるのか。
- c 昨今の産業界の制度改正に、電力・ガスの小売全面自由化があるが、これに伴う企業の分社化等が行われた結果、電気・ガスの小売供給のみを行う企業もあるが、これらの企業について、活動調査としてどのような対応を考えているのか。

② 調査事項の見直し

ア 個人経営企業に対する調査事項の簡素化

- ・ 経理事項は、原則、確定申告書から転記可能なものに限定するとともに、企業単位で把握

(審査状況)

- (ア) 本調査の調査対象のうち、個人経営企業に対する調査事項のうち、経理事項については、これまで事業別の売上（収入）金額等を把握していた。
- (イ) 一方、本件申請では、経理事項は、原則、企業単位である確定申告書から転記可能なものに限定するよう見直すことを計画している。
- (ウ) これについては、個人経営企業には、比較的規模の小さい企業、事業所が多いことを踏まえ、報告者の負担を軽減しつつ、必要最低限の事項を把握しようとするものであり、おおむね適当であるが、利活用への影響について、確認する必要がある。

(論点)

- a 経理事項について事業別売上金額や事業所単位での売上高の把握を廃止することで、SNAや産業連関表などにおいて、調査結果の利活用に影響はないか。
- b 事業所ごとに経理事項を把握しないことにより、地域別表章への影響はどうか。また、他の利活用面への影響はないか。

## イ サービス分野の収入の内訳の把握

- ・ サービス分野の収入の内訳に生産物分類を適用するとともに、副業の生産構造を把握

### (審査状況)

(ア) GDP統計を軸にした経済統計の改善については、統計改革推進会議最終取りまとめ(平成29年5月)においては、表5のとおり、取りまとめられている。

表5 統計改革推進会議最終取りまとめの内容

(生産物分類の整備及び副業の生産構造の把握に関する部分を抜粋)

2. GDP統計を軸にした経済統計の改善

(3) 生産面を中心に見直したGDP統計への整備

② SUT体系に移行するための基盤整備

- ・ 総務省は、来年度までに、サービス分野について用途の類似性による基準を指向した生産物分類を整備する。(略)
- ・ 2020年を対象年次とする調査において、総務省及び経済産業省は、副業の生産構造を正確に把握するよう経済センサスの改善を図る(略)

(イ) 本件申請では、上記取りまとめを踏まえ、調査票のうち、「12 政治団体、宗教」を除いた全ての単独事業所企業対象の調査票(「02 農業、林業、漁業」～「11 サービス関連産業C」)及び「13 企業調査票」のサービス収入の内訳について、これまでの日本標準産業分類を基にした調査事項から、生産物分類を基にした調査事項に見直すことを計画している。

(ウ) また、本件申請では、副業の生産構造を把握するため調査事項を追加(例えば、調査票(飲食サービス業)において、サービス収入の内訳として、「結婚式サービス」や「住宅賃貸サービス」といった副業に係る調査事項を追加。詳細は、別添2を参照)すること等を計画している。

(エ) これらについては、上記取りまとめを踏まえたものであり、おおむね適切と考えるが、調査事項の設定の見直しによる回答への影響や副業の把握が十分に行えるかについて確認する必要がある。

### (論点)

- a 本調査のサービス分野の収入項目と生産物分類の把握との関係はどのようになっているか。
- b 報告義務者には、サービス分野の収入品目を回答してもらうために、どのような資料を配付するのか。調査票別に、関連性のある部分に限定した生産物分類のリストを配布するのか。

- c 試験調査において、サービス分野の収入品目の記入状況はどのようになっているか。
- d 今回の調査結果において、副業に関するどのような情報が把握可能となるのか。
- e 複数事業所企業については、企業票に限定して生産物分類を把握することとしているが、企業単位の副業の把握では、地域別表章ができないため、調査結果の活用等において問題とはならないか。
- f 本調査で把握した生産物分類ベースの収入品目が、SUTを作成する上で、どのように活用されることになるのか。

#### ウ 商品売上原価の把握

- ・ 「卸売業、小売業」主業企業及び「卸売、小売業」副業企業の商品売上原価を調査事項として追加

#### (審査状況)

(ア) 本件申請では、商業マージンを把握するため、表6のとおり、「卸売業、小売業」主業企業において前回調査で把握していた年間商品仕入額から、商品販売に対する商品売上原価に変更するとともに、「卸売、小売業」副業企業(複数事業所企業)でも商品売上原価を調査事項として追加することを計画している。

表6 「卸売業、小売業」の調査事項の新旧対照表

	平成28年調査	令和3年調査
「卸売業、小売業」主業企業	年間商品仕入額 年初商品手持額 年末商品手持額	<u>商品売上原価</u> 年初商品手持額 年末商品手持額
「卸売業、小売業」副業企業 (複数事業所企業)		<u>商品売上原価</u>

(イ) これについては、国民経済計算の作成において、商業マージンの把握が重要であることから、おおむね適当と考えるが、今回の見直しの必要性について確認する必要がある。

#### (論点)

- a 今回調査において、商品売上原価を把握することとなった理由は何か。
- b 主業企業と同様、副業企業においても年初商品手持額及び年末商品手持額について把握する必要はないか。

## エ 費用項目の簡素化

- ・ 減価償却費、外注費及び支払利息等の費用項目を廃止

### (審査状況)

(ア) 本件申請では、表7のとおり、調査事項である費用総額及び費用項目のうち、減価償却費、外注費及び支払利息等の費用項目を廃止することを計画している。

表7 費用総額及び費用項目の新旧対照表

平成28年調査	令和3年調査
費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）	費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）
うち売上原価	うち売上原価
給与総額	給与総額
福祉厚生費	福祉厚生費
動産・不動産賃借料	動産・不動産賃借料
租税公課	租税公課
減価償却費	廃止
外注費	廃止
支払利息等	廃止

(イ) これらについては、報告者負担の軽減の観点から、おおむね適切と考えるが、調査結果の利活用に支障が生じないか、確認する必要がある。

### (論点)

- 費用項目における一部の調査事項を廃止する理由は何か。また、調査事項の一部廃止により、付加価値額を算出する際に支障が生じることはないか。
- 今回、廃止する費用項目について、a以外の利活用上の支障は生じることはないか。

## オ 労働者区分の変更

- ・ 労働者区分における常用雇用者の区分の見直し

### (審査状況)

(ア) 本件申請では、従業者を把握する調査事項である労働者区分について、表8のとおり、常用雇用者の区分を見直すことを計画している。

表8 労働者区分の変更案

平成28年調査	令和3年調査
個人業主	個人業主
個人業主の家族で無給のもの	個人業主の家族で無給のもの
有給役員	有給役員
常用雇用者（正社員、正職員）	<b>無期雇用者</b>
常用雇用者（正社員、正職員以外）	<b>有期雇用者（1か月以上）</b>
臨時雇用者	臨時雇用者

(イ) これらについては、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」（平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ）を踏まえたものであり、基本的に適切と考えるが、調査事項の変更により、実査に影響が生じないか等を確認する必要がある。

(論点)

- a 今回の労働者区分の見直しによって、報告者が回答に当たって混乱することはないか。試験調査において当該項目の変更について照会等はあったか。
- b 報告者の回答がより容易となるよう、どのような措置を検討しているか。
- c 今回の労働者区分の見直しによって、どの程度の影響を見込んでいるか。

## カ その他の主な調査事項の見直し

- ・ その他の主な調査事項の見直しは、下記のとおり（各調査票に振られた番号は、審査メモの別添1と対応）。

No	調査事項	変更内容	備考（変更理由等）
①	法人番号 【調査票（01 産業共通）】 【単独事業所企業調査票（02～12 全産業）】 【複数事業所企業調査票（13～20 全産業）】	追加	第Ⅲ期基本計画での指摘を踏まえて追加するもの。
②	物品賃貸業のレンタル年間売上高及びリース年間契約高 【単独事業所企業調査票（06 建設業、不動産業、物品賃貸業）】 【複数事業所企業調査票（13 企業票）】	見直し	リース契約高をファイナンスリースとオペレーティングリースに分割するとともに、リース・レンタル物件も一部見直しするもの。
③	8時間換算雇用者数 【単独事業所企業調査票（05 卸売業、小売業、07飲食サービス）】 【複数事業所企業調査票（18 卸売業、小売業、19建設業、サービス業）】	廃止	報告者負担の軽減の観点から廃止するもの。
④	事業所に従事している人のうち個人業主等を除いた人の毎月末現在数（1月～12月まで）の合計 【単独事業所企業調査票（04 製造業）】 【複数事業所企業調査票（17 製造業）】	廃止	工業統計調査の見直しに合わせて、報告者負担の軽減の観点から、廃止するもの。
⑤	電子商取引の有無及び割合 【調査票（01 産業共通）】 【単独事業所企業調査票（02～12 全産業）】 【複数事業所企業調査票（13～20 全産業）】	廃止	報告者負担の軽減の観点から、廃止するもの。
⑥	チェーン組織への加盟 【単独事業所企業調査票（05 卸売業、小売業）】 【複数事業所企業調査票（18 卸売業、小売業）】	廃止	報告者負担の軽減の観点から、廃止するもの。
⑦	宿泊業の収容人数、客室数 【単独事業所企業調査票（10 サービス関連産業B）】 【複数事業所企業調査票（19 建設業、サービス業）】	廃止	報告者負担の軽減の観点から、廃止するもの。
⑧	鉱業活動に係る費用 【単独事業所企業調査票（03 鉱業、採石業、砂利採取業）】 【複数事業所企業調査票（16 鉱業、採石業、	廃止	共通事項で費用総額は把握しているため、費用の内訳に当たる当該事項については、報告者負担の軽減の観点から、廃止するもの。

	砂利採取業】		
⑨	酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額 【単独事業所企業調査票（04 製造業）】 【複数事業所企業調査票（17 製造業）】	廃止	工業統計調査の見直しに合わせて、報告者負担の軽減の観点から、廃止するもの。
⑩	リース契約による契約額及び支払額 【単独事業所企業調査票（04 製造業）】 【複数事業所企業調査票（17 製造業）】	廃止	工業統計調査の見直しに合わせて、報告者負担の軽減の観点から、廃止するもの。

**(審査状況)**

(ア) 本件申請では、上記のとおり、法人番号の追加、物品賃貸業のレンタル年間売上高及びリース年間契約高の見直しや調査事項の廃止等の変更を計画している。

(イ) これらについては、報告者負担の軽減の観点等から、おおむね適切と考えるが、調査事項の廃止により、調査結果の利活用に支障が生じることがないか確認する必要がある。

**(論点)**

- ・ 今回、廃止する調査事項について、利活用面等から、どのような検討を行ったのか。

#### (4) 集計事項の追加

- ・ 生産物分類別売上（収入）金額結果の集計表の追加
- ・ 乙調査の新設により、産業横断的集計において、国及び地方公共団体の事業所を追加した集計表を作成
- ・ これまで商業統計調査において作成していた立地環境特性別の集計表について、卸売業・小売業に飲食サービス業、生活関連サービス業といった個人向けサービス業を追加して、作成

#### (審査状況)

ア 本件申請では、集計事項について、基本的に前回調査を継承するものの、表9のとおり、見直しを行うことを計画している。

表9 主な集計事項の変更内容

No	主な変更内容	変更理由
①	集計区分「法人数・サービス収入の内訳」のを追加。	調査事項であるサービス収入の内訳に生産物分類を適用することに伴い、新たに設定するもの。
②	産業横断的集計（事業所数、従業者数）において、国及び地方公共団体の事業所を加えた結果表を追加。	国及び地方公共団体を新たに調査対象に追加したことに伴い、新たに作成するもの <sup>(注3)</sup> 。
③	旧商業統計調査で公表していた立地環境特性編 <sup>(注4)</sup> について、従来対象産業としていた小売業に加え、飲食サービス業、生活関連サービス業の個人向けサービス業を集計対象に追加の上、継承。	商業統計調査は平成26年調査を最後に中止したが、その後も、「立地環境特性編」に対する地方公共団体等のニーズは高かったため、本調査で集計・公表を行うこととしたもの。

(注3) 民営事業所と国及び地方公共団体を合わせた売上（収入）金額については、行政記録（地方公営企業年鑑等）を活用して、前回までの調査と同様、別途参考表を作成する予定。

(注4) 商業統計調査における小売事業所の立地背景別にみた商業活動の実態把握を目的とした昭和57年調査から作成。「中心市街地活性化基本計画」の作成及びその評価のための基礎資料等、地方公共団体において利用。

イ これらについては、利用者の利便性の向上に資するものであり、おおむね適切と考えるが、変更の必要性や情報提供の方法等について確認する必要がある。

#### (論点)

- a 今回調査から、調査事項のうち、サービス分野の収入項目について生産物分類を適用することを計画しているが、これまでの調査結果との違いを統計利用者にわかりやすく周知するための措置について確認する。
- b 立地環境特性編について、飲食サービス業、生活関連サービス業の個人向けサービス業を集計対象に追加する理由は何か。

(5) 立入検査等に関する規定を追加

- ・ 調査計画に、立入検査等に関して記載

(審査状況)

ア 第Ⅲ期基本計画では、表10のとおり、本調査において、調査の実施時期までに、立入検査等を積極的に行っていくための実務的な方策について検討することが指摘されている。

表 10 第Ⅲ期基本計画における指摘事項（立入検査等に関する部分を抜粋）

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 統計の利活用促進・環境改善 (4) 報告者理解の増進・公平感の確保	○ 経済産業省の協力を得て、経済センサス - 活動調査を念頭にしつつ、統計法以外の法令に基づき実施されている立入検査等の事例も参考とし、統計法第15条に基づく立入検査等を積極的に行っていくべき統計調査や、対象となる客体、必要な検査手順等の更なる具体化について、結論を得る。これを踏まえ、平成33年(2021年)経済センサス - 活動調査において、立入検査等を積極的に行っていくための実務的な方策について検討し、結論を得る。	総務省、経済産業省	平成33年(2021年)経済センサス - 活動調査の企画時期までに結論を得る。 また、実務的な方策について、同調査の実施時期までに結論を得る。
	○ 他の基幹統計調査における立入検査等の積極的な実施を促すため、平成33年(2021年)経済センサス - 活動調査における立入検査等の実施状況を踏まえ、立入検査等の問題点の把握や事例の分析等を行い、これを関係府省で共有するなどの取組を行う。	総務省	平成34年(2022年度)末までに実施する。

イ 本件申請では、新たに調査計画に「立入検査等の対象とすることができる事項」を記載することを計画している。

ウ これについては、第Ⅲ期基本計画で示された方向性を踏まえた変更であり、適切と考える。

## 2 経済センサス-活動調査及び個人企業経済調査の同時実施について

- 個人企業経済調査の調査対象となっている個人経営企業については、個人企業経済調査を本調査と同時に実施し、本調査の調査事項を個人企業経済調査の調査票に入れ込み調査を実施。

### (審査状況)

ア 本調査及び個人企業経済調査については、表11のとおり、両調査とも個人経営企業を調査対象としており、重複が生じることから、本調査の調査実施年に限り、個人企業経済調査の調査票に本調査の調査事項も入れ込んで調査を実施することを計画している。

表11 本調査<sup>(注5)</sup>及び個人企業経済調査の調査対象等

	調査対象	報告者数	選定方法	調査方法	実施期間	調査周期
経済センサス-活動調査	個人経営企業	約200万事業所	全数	調査員 <sup>(注6)</sup>	5月～7月	5年
個人企業経済調査	個人経営企業	約37,000事業所	無作為抽出	郵送・オンライン	5月～6月	毎年

(注5) 本調査は個人経営事業所を含む全事業所を調査対象としているが、この表上では個人経営企業に限定した内容を記載。

(注6) オンラインによる回答も可能。

イ これらについては、両調査の重複是正及び報告者の負担軽減の観点から、おおむね適当と考えるが、今回の変更により両調査が円滑に実施される計画となっているか等について確認する必要がある。

### (論点)

- 同時実施調査票の内容はどのようになっているか。本調査の調査事項が把握されるようになっているか。
- 個人企業経済調査は調査方法、実施期間が本調査と異なるが、実査や、集計作業において、どのように調整するのか。
- 本調査と個人企業経済調査で今回の調査結果をどのように集計・公表するのか。

### 3 統計委員会諮問第 86 号の答申（平成 28 年 2 月 16 日付け府統委第 35 号）における「今後の課題」への対応状況について

本調査については、統計委員会の諮問第86号の答申において、以下の検討課題が指摘されている。

常用雇用者の内訳区分については、政府統計の統一的な指針として作成された「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、今後の同ガイドラインの更なる検討状況も勘案しつつ、検討していく必要がある。

#### （審査状況）

上記の課題については、「1 今回申請された変更について」に係る審議の中で確認することとしたい。

以上









